

令和3年1月14日

保護者各位

福岡県立遠賀高等学校
校長 石川 一仁

新型コロナウイルス感染防止等に係る留意事項について

寒冷の候、保護者の皆様におかれましては日頃より、本校の教育活動につきまして、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、1月13日に福岡県が新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に追加され、新型コロナウイルス感染症への更なる対策が必要となっています。

については、以下の留意事項を厳守していただき、感染防止の徹底をお願いいたします。

記

- 1 登校前に自宅において健康状態（検温等）の確認を行ってください。
- 2 生徒又はその同居家族に発熱等の風邪の症状がある場合には、登校を控えてください。その際には、学校に連絡をお願いします。
- 3 新型コロナウイルス感染症が拡大している状況ですので、登校に際して不安がある場合には、学校に御相談ください。
- 4 マスクについては、感染防止の観点から原則として着用してください。また、公共交通機関及びスクールバスを利用する際には、マスクを常時着用するとともに、会話を控えるよう感染防止に心がけてください。ただし、次の場合にはマスクを着用する必要はありません。
 - ア 十分な身体的距離が取れる場合
 - イ 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合。
- 5 スクールバスを利用する際、発熱がなくても咳やのどの痛みなど風邪の症状がみられる場合には、スクールバスの乗車を控えてください。
- 6 学校外の行動については、不要不急の外出を避け、特に20時以降の不要不急の外出は控えてください。
- 7 食堂の利用時においては、食事の前後の手洗いを徹底し、椅子を向い合せにしない、大声での会話を控えるなどの感染防止策をとってください。
- 8 教室等において生徒同士で昼食をとる場合、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないような席の配置や距離がとれなければ会話を控える、食事後の歓談時にはマスクを着用するなどの感染防止策をとってください。
- 9 授業や部活動及び学校行事における感染防止策については、担当教員の指示に従ってください。